

徳島医療福祉専門学校 GPA 制度に関する規程

令和元年 6 月 12 日

徳島医療福祉専門学校長制定 規程第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、徳島医療福祉専門学校履修規程第 65 条の規定に基づき、徳島医療福祉専門学校（以下「本校」という。）におけるグレード・ポイント・アベレージ（履修科目の成績の平均値をいう。以下「GPA」という。）を算出する制度（以下「GPA 制度」という。）について定める。

(評価)

第 2 条 学生が履修した授業科目の成績の評語及びグレード・ポイント（以下「GP」という。）は、別表第 1 のとおりとする。

(GPA の種類と算出方法)

第 3 条 GPA は、当該学年における学修の状況及び成果を示す指標（以下「学年 GPA」という。）及び在学全期間の学修の状況及び成果を示す指標（以下「通算 GPA」という。）の 2 種類とする。

2 学年 GPA 及び通算 GPA 算出の計算式は、別表第 2 に掲げるとおりとし、算出された数値に小数点以下 3 位がある場合は、小数点以下 3 位の値を四捨五入するものとする。

(対象授業科目)

第 4 条 GPA 算出の対象は、教育課程表に掲げる全ての授業科目とする。

2 前項の規定にかかわらず、本校における授業科目の履修と見做し単位修得のみを認定した授業科目については、GPA 算出の対象外とする。

(GPA 算出日)

第 5 条 GPA の算出は、当該学年において履修すべき授業科目の全ての成績評価が確定した後に行う。

(成績通知)

第 6 条 履修規程第 56 条の規定に基づく成績通知には、学年 GPA 及び通算 GPA を記載する。

(指導要録)

第 7 条 学生指導要録には、学年 GPA 及び通算 GPA を記載する。

(細則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、GPA 制度に関して必要な事項は、学校長が定める。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、学校長が行う。

附 則

この規程は令和元年 7 月 1 日から施行する。

別表第 1 成績の評語及び GP（第 2 条関係）

評語	GP	点数等
秀(S)	4	90 点以上
優(A)	3	80 点以上 90 点未満
良(B)	2	70 点以上 80 点未満
可(C)	1	60 点以上 70 点未満
認定(N)	—	

別表第 2 GPA 算出の計算式（第 3 条関係）

学年 GPA =	$\frac{\text{(当該学年の履修科目の単位数} \times \text{当該科目の GP) の総和}}{\text{当該学年における総履修単位数}}$
通算 GPA =	$\frac{\text{(在学全期間の履修科目の単位数} \times \text{当該科目の GP) の総和}}{\text{在学全期間における総履修単位数}}$